

「後見支援預金」商品説明書

商 品 名	ことしん「後見支援預金」
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・住所が滋賀県にあり、大津家庭裁判所が「指示書」を発行した成年被後見人または未成年被後見人。
新規口座 開設時にお持ち いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所発行の指示書（謄本） ・後見人のご本人確認資料 ・登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本） ・初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額） ※振込による預入の場合は、0円で口座開設できます。 <p style="text-align: center;">詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めはありません。ただし、家庭裁判所より解約の「指示書」の発行による解約の場合、もしくは、被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点で預金契約は終了します。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・新規預入…家庭裁判所からの新規預入「指示書」によりお預けいただきます。 ・追加預入…家庭裁判所からの追加預入「指示書」によりお預けいただきます。 ・1円以上 ・1円単位
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所からの「指示書」により払出いたします。 （「指示書」の原本を提出いただきます。） ・後見人に払出し伝票を起票していただきます。（届出印鑑は不要） ・後見人の本人確認書類の提示をお願いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（普通預金金利） ・年2回（2月・8月）当金庫所定の日に元金（預金残高）に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。（1年を365日とする日割計算）
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳再発行の場合、当金庫所定の手数料を申し受けます。 ・定額自動送金について、基本手数料は無料とします。他行宛は振込手数料が必要となりますが、当金庫本支店間は振込手数料も無料です。 ・なお、定額自動送金についても、家庭裁判所の「指示書」によって取扱します。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀弁護士会（電話：077-522-2013） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・お取引は、口座取引店のみを窓口とします。・預金保険制度の対象商品です。 （お一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます）・記帳については、県内3金庫（湖東信用金庫・滋賀中央信用金庫・長浜信用金庫）のATMのみ取扱が可能です。・この預金口座からの各種料金等の自動引落はできません。・キャッシュカードは発行いたしません。（ATMのご利用はできません）・マル優のお取り扱いはできません。・給与、年金、各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。・インターネットバンキング等のご利用はできません。
----------------	--

（令和2年8月1日現在）